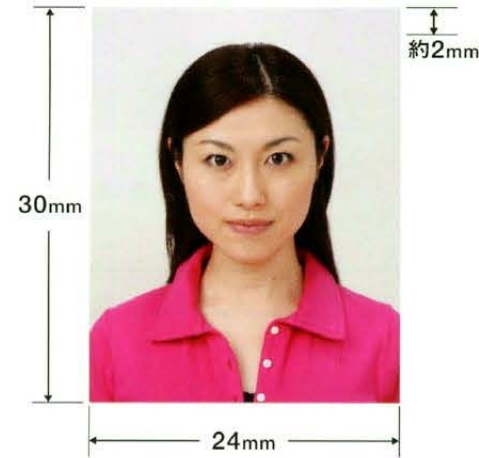


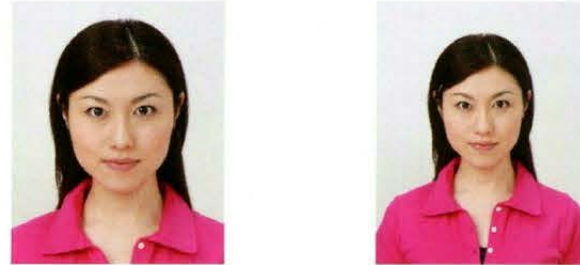
# 無線従事者免許証用の写真について

無線従事者の免許、再交付の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっていますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

## 適当な写真例



指定の大きさを満たし、容易に人物を特定できるもの



### 主な注意点

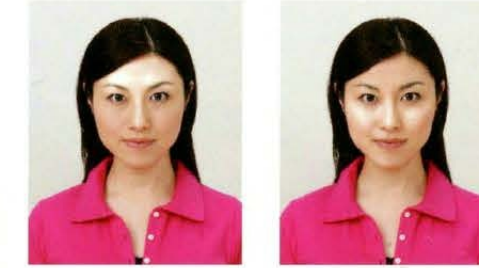
1. 申請者本人のみが撮影されたもの
2. 6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで各寸法を満たしたもの
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景（影を含む）がないもの

## 不適当な写真例



額、頬などに過度のテカリがあるものについては、免許証の写真が変色する可能性があるため不適当です。

不適当な写真例 不適当な写真例



額に過度のテカリがあるもの 頬などに過度のテカリがあるもの

眼鏡のフレームが目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは不適当です。

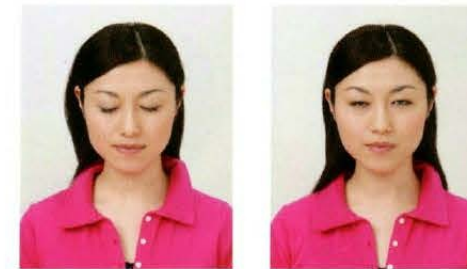
不適当な写真例 不適当な写真例



眼鏡のフレームが目にかかっているもの フレームが非常に太く目や顔を覆う面積が多いもの

撮影時に目をつぶっていたり、はっきりと開けていないものは不適当です。

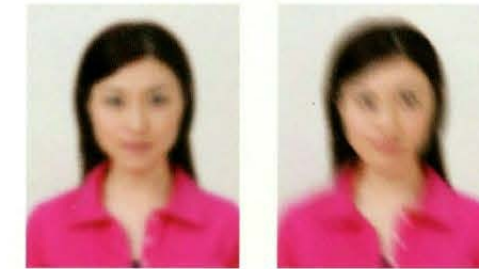
不適当な写真例 不適当な写真例



目をつぶっているもの 目ははっきりと開けていないもの

撮影時にピントが合っていないか、手ぶれしてしまったために画像が不鮮明なものは不適当です。

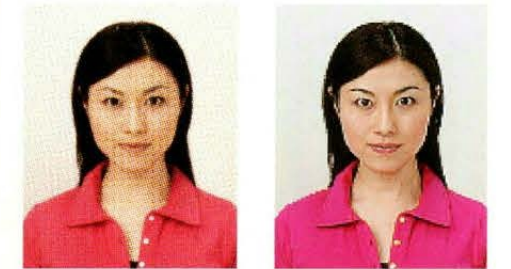
不適当な写真例 不適当な写真例



ピンぼけにより不鮮明なもの 手ぶれにより不鮮明なもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。

不適当な写真例 不適当な写真例



ドットやインクのにじみなどがあるもの ジャギーがあるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスクング（縁取り）などの画像処理を施したものは不適当です。

不適当な写真例 不適当な写真例



ノイズがあるもの 画像処理を施したもの

撮影時に露出不足、露出過多のものは不適当です。

不適当な写真例 不適当な写真例



露出不足（露出アンダー） 露出過多（露出オーバー）

サングラスやヘアバンド以外にも、顔の器官が隠れるような帽子や衣服、布などの大きめの装飾品等は不適当です。

不適当な写真例 不適当な写真例



帽子によって頭部が隠れているもの マスクで顔の下半分が隠れているもの